

解説コメント①

ここでは特に、「4 取消事由の有無・裁量棄却」についてコメントする。

I 解説本文には、「このことが取消事由になるかと考えると、Aが発言できなかったのは、希望する座席に着席できなかったためではなく、議長が多数の発言希望者がいる中で指名しなかったこと、すなわち、議長の議事運営上の理由によるのである。したがって、希望する座席に着席できなかったことを取消事由と考えるのには無理がある。」とある。最判平成8年11月12日判時1598号152頁〔商判I-78〕〔百選A8〕では、不法行為に基づく損害賠償請求が認められるかが争われたが、そこでは、原告株主は動議を一度提出しており、具体的に株主の権利の行使を妨げられたということとはできないとして、請求が棄却された。上記判例とは、「質疑打ち切りにより発言できなかったこと」が問題となる点と、決議方法の法令違反として株主総会決議の取消しが請求されている点が異なるため、読者としてはこれらの相違が結論にどう効いてくるかが気になるであろう。

II まず、質疑打ち切りにより株主Aが発言できなかったこと、つまり、質問権を行使できなかったことが、決議方法の法令違反として取消事由になるかについては、一部の者に対してのみ招集通知が發送された事例との関係に注意しなくてはならない。後者については、Stage 1 - 7の解説で「招集手続の法令違反を理由とする取消事由がある。株主の議決権行使の機会を奪っていることから、裁量棄却が認められる可能性は低い」と述べられている（40頁下から7行目～5行目）。このことを踏まえると、実際に株主総会に出席して質問権を行使できなかった場合にも、同様な法的評価が下されるのではないかと考える読者がいるかもしれない。つまり、株主総会に出席する権利を損なわれた株主がいれば、その株主総会は必ず取り消されるのであるから、質問権を行使できなかった株主がいれば、同様に処理されるべきではないか、と。しかし、前者はそれ自身が、招集手続の法令違反であるのに対し、本問の事例は、解説本文にあるように、質問権を行使させなかった「質疑の打ち切り」が「議長の裁量」の範囲内かどうかということが鍵となることに注意が必要である。

III 本問の解説4(2)にあるように、従来の判例の立場からすると、株主の質問権行使の外延は、総会スケジュールと、議題の合理的判断に必要な範囲とで画され、質疑打ち切りは、議長の裁量により認められる（松井智予「判批（東京高判平成29年7月12日）」平成29年度重要判例解説107頁参照）。株主が無限に質問できるとすると、株主総会はいつになっても終わらず不合理である。そのため、議長が、一人当たりの質問数や発言時間に合理的な制限を設けること（東京地判平成4年12月24日判時1452号127頁、名古屋地判平成5年9月30日資料版商事法務116号188頁）、合理的判断に必要な質問が出尽くしたと判断しての質問の打ち切り（札幌地判平成5年2月22日資料版商事法務109号56頁）は認

められるのである。よって、決議方法の法令違反として取消事由に該当するかは、質疑打ち切りが議長の裁量の範囲を逸脱しているか否かが問題となる。本問の審議時間は不明だが、少なくとも質問した株主の人数（30人）という事実は、質疑が一定水準に達していたことを基礎づけるものとなりうる（質疑応答時間が約1時間16分、質問した株主数が8名であった東京高判平成29年7月12日金判1524号8頁では、質疑が一定水準に達していたとされ、質問権の侵害が否定された）。

IV 本問では、Aの代理人はAに発言の機会を与えないまま質疑を打ち切り、採決を行ったことが決議方法の法令違反（恐らくは314条違反）に該当する旨を主張しているが、このような議事運営自体は、上記東京高判平成29年7月12日や東京スタイル事件（東京地判平成16年5月13日金判1198号18頁〔商判I-77〕）等に見られるように、著しく不公正な決議方法として決議取消事由にあたるかが論じられることもある。上記東京高判平成29年7月12日では、質疑の打ち切りにつき、上述の理由から、決議の方法に著しい不公正はないとされた。東京地判平成16年5月13日では、議長が株主の質問を打ち切りあるいはこれを無視した点において不公正さを否定できないと認められるものの、これが株主総会決議を取り消すことを認めるに足りるほどの著しい程度にまでは達していないと判断された（なお、この部分は『商法判例集（第7版）』では引用されていない。〔商判I-77〕コメント参照）。

VI 本問の解説では、「よほどのことがなければ（特定の属性の株主の発言のみ排除した、など）」、取消事由にならないとしている。たとえば、この事例では、「広く社会的批判を受けるような不祥事を起こした会社が、株主総会での株主からの批判を避けるべく、早朝から並んだ株主Aを特定し、あえてその発言を排除した」等の特別の事情があることを、かりにAの側で立証に成功できたとすれば、議長の裁量を逸脱したとして違法性を帯びる可能性はある。仮にそのように位置付ける場合、さらに裁量棄却の可否について言及する必要がある。

〔森まどか〕

解説コメント②

I 会社法 831 条 1 項 1 号の瑕疵——決議方法が法令違反なのか著しく不公正なのか

株主総会決議の取消事由は会社法 831 条 1 項 1 号ないし 3 号に定められている。このうち、同項 1 号では、招集手続または決議の方法が、法令定款に違反し、または著しく不公正な場合を定めている。1 つの条文になっているが、6 通り（招集手続と決議の方法の 2 つ×法令違反、定款違反と著しい不公正の 3 つ）の瑕疵がある。事例問題を解く際には、どれが問題になっているのかを明確に意識する必要がある。また、法令違反であることを問題にするのであれば、どの条文に違反するのも明示する必要がある。

本問では、①従業員株主を前方に座らせたために一般株主が前方に座れなかったこと、および②議長が、30 人の発言後に質問を打ち切り、A が発言できなかったことが問題になる。①は株主平等原則違反（109 条 1 項）として決議方法の法令違反の有無を検討する必要がある（この点については解説 4 (1) 参照）。②はどうだろうか。以下では、②に類似する場面も含めて考えてみよう。

II 株主の質問と株主総会決議の瑕疵

会議では質疑がなされる。質問したにもかかわらず、全く答えない場合もあれば、不十分あるいは誤った説明がなされる場合、客観的にはそうでなくても質問者にとっては不十分に感じられる場合もある。また、質問しようとしているにもかかわらず、質問自体をさせなかった、あるいは途中で発言を打ち切ることもありうる。日常ではいずれも似たような問題と認識されるかもしれないが、株主総会の決議取消しを考える場合には、全て同じというわけではない。いずれも決議の方法が著しく不公正な場合かどうかのみを問題とすることも考えられるが、さしあたりは裁判例を前提に考えよう。

1 説明義務違反

まず、質問をしたにもかかわらず、虚偽の説明がなされた、あるいは不十分な説明がなされた場合には、取締役の説明義務違反（314 条）になりうる。説明義務違反については、(1) 決議方法の法令違反になるとする考え方と、(2) 決議方法の著しい不公正と評価できる場合のみに決議取消事由となるという見解（コメント①【森】参照）がある。裁判例には、(1) と理解できるものもある（東京地判昭和 63 年 1 月 28 日判タ 658 号 52 頁。東京地方裁判所商事研究会編『類型別会社訴訟 I 〔第 3 版〕』〔判例タイムズ社、2011〕430 頁もこれを支持する）。314 条という明文規定がある以上、説明義務違反が決議方法の法令違反にならないと考えるのは難しいだろう（岩原紳作編『会社法コンメンタール 7 —— 機関〔1〕』〔商事

法務，2013〕267頁〔松井秀征〕。

もっとも、説明義務違反が成立するには、(ア)説明義務が生じており、かつ、(イ)必要な程度の説明がなされていないことも必要である。

ある事項について説明がない場合でも、本問のように、質問ができなかったときも含め、そもそも質問がなされていないのであれば、説明義務は生じない。314条は「株主から特定の事項について説明を求められた場合に」説明義務が生じるとしているからである（事前の質問状の送付のみでは説明義務は生じないとした、東京高判昭和61年2月19日判時1207号120頁〔最判昭和61年9月25日金法1140号23頁はこれを正当として上告棄却〕参照）。この場合、後述のとおり、決議方法が著しく不公正かどうかの問題になる。

また、(イ)については詳述しないが、不適切な面のある説明であっても、議決権行使のための判断に必要な情報が株主にあれば説明義務違反にならない。東京地判平成16年5月13日金判1198号18頁は、平均的な「株主が合理的な理解及び判断をするために客観的に必要と認められると事項」の説明があればよいとしつつ、この程度の説明がなされていなくても、質問株主が必要な情報を有していれば説明義務違反とならないとする。

2 株主の質問をとりあげない場合

株主総会である株主が質問・発言しようとしたが、議長が指名しないなど、発言の機会を与えられない場合はどうか。このような場合には、前述のとおり、未だ説明義務は生じていない。そのため、決議方法が著しく不公正かどうかの問題になる。

一般的に、株主総会の議長は、「総会の目的事項につき公正かつ円滑な審議が行われるように議事運営に関する一般的な権限と職責」があり、議事整理権限（315条1項）にもとづいて、どの段階で株主の発言を認め、あるいは禁止するかについて裁量を有している。そして、この裁量の範囲内にとどまる限り、決議方法が著しい不公正となることはない（福岡地判平成3年5月14日判時1392号126頁。動議の提出に関する判示）。本問でも30人が発言した段階でAに発言を認めなかったことが議長の裁量を逸脱するかを考える必要がある。もちろん、そもそもある株主が発言を求めていることに議長が気づきえないような場合には、質問を無視したということとはできない。本問では、Aは雑誌を高く掲げて、たびたび発言の機会を求めている。そのため、議長が明認しうる方法だったということとはでき、これをとりあげなかったことが裁量を逸脱しているかが問題になる。

裁量の逸脱の基準と本問における当てはめについては、**解説4(2)**と**コメント①〔森〕Ⅲ**を参照してほしい。一般的には、特定の株主に発言させない目的で都合のよい発言をしてくれる他の株主のみ指名するといった事情がある場合には、著しい不公正といえるだろう。裁判例では、本問のように従業員株主に協力させて株主総会を運営した事例で、「一般の株主

の利益について配慮することが不可欠であり、右従業員株主らの協力を得て一方的に株主総会の議事を進行させ、これにより株主の質問の機会などが全く奪われてしまうような場合には、取締役ないし取締役会に認められた業務執行権の範囲を越え、決議の方法が著しく不公正であるという場合もあり得るといえることができる。」としている（大阪地判平成10年3月18日判時1658号180頁。ただし、決議方法が著しく不公正ではなかったと認定した）。

株主が実際に発言できなくても、あるいは、議事運営に不適切な面があっても決議方法が著しく不公正であったとなかなか認められないため、裁判例の態度に疑問を持つかもしれない。コメント①〔森〕でもとりあげられている、東京高判平成29年7月12日金判1524号8頁は、従業員株主によるやらせ質問と質疑打切りをめぐるものであったため、そうした疑問が当てはまりやすい。もっとも、既に質問した株主の人数と全体の質疑時間に加えて、やらせ質問が質問時間全体に占める割合が小さい（1時間16分中53分は一般株主の質疑応答）と認定されている。さらに、質疑の後半は決議・報告事項と関連のない質問が続いていたとされており、議決権行使に必要な説明を求めるための議論は尽くされていたともいえなくもない。これらの点を踏まえてもやらせ質問には問題があると指摘されている（松井智予「判批」平成29年度重要判例解説106頁，107頁〔2018〕）が、本問ではこうした不公正さを示す事実はなく、決議方法が著しく不公正であるとはいえないだろう。

〔松中 学〕

解説コメント③

I はじめに

榊先生の解説のうち株主総会決議の瑕疵の有無については、コメント①【森】やコメント②【松中】ですでに詳細なコメントが示されているので、屋上屋を架すのは避けることにする。むしろここではコメント①②では触れていない、決議取消しの訴えの手続的な側面についてコメントすることにしたい。

コメントに入る前に、訴訟手続の面に関する限りにおいて、本問における事実と問われている事柄について、確認しよう。本問では、平成27年6月に甲社株主総会でなされた取締役・監査役選任決議のうち、取締役B・監査役Hを選任する決議についてAが提起した決議取消しの訴えの帰趨が問題となっている。本訴訟は提訴期間を遵守して提起されているが、提訴期間経過後の平成28年2月にAが取消原因についての主張を追加している。また、平成29年6月にはBの取締役としての任期が満了している（Hの監査役としての任期はなお続いている）。

以上の事実を前提として、解答者は「神戸地裁の裁判官」という立場からこの問題を解くことが求められている。「裁判官の立場で」という指定が意味することは、判例をきちんと意識した解決が求められるということである。もちろん、下級審の裁判官であっても良心に従い独立してその職権を行うのであり、確立した判例であってもそれに絶対的に拘束されるいわれはない（憲76条3項）。しかし、判例が確立したものである場合、これと異なる判断をしても上級審において覆される可能性が高いのであり、それでもなお判例と異なる理由づけをする場合には相当の説明が求められるだろう。

おそらく榊先生の解説はそのような考え方に基づいてなされていると思われる。ただ、時には確立した裁判例をも疑わなければならないことも事実だし（弁護士の立場で判例にチャレンジしなければならない場合もあろう）、確立した判例の通用する範囲がいったいどこまでなのかを意識することも必要である。以下のコメントは、そのような視点から榊先生の解説を少しだけ掘り下げてみよう、というスタンスで書いている。

II 訴えの利益

I はじめに

榊先生は訴えの利益について最判昭和45年4月2日民集24巻4号223頁〔商判I-83〕に依拠しつつ、すでに任期の切れたBについてはその後の株主総会で適法に選任されており、その地位に変動は生じないために訴えの利益は失われたとし、他方で監査役Hについてはなお在任しているため訴えの利益はある、としている。この結論自体については、私も妥当であると考えている。

昭和45年最判は、決議取消しの訴えの係属中に当該決議によって選任された役員が任期満了により退任した場合、特別の事情のない限り、訴えの利益は失われると判示している。

榊先生の解説もこの判示については触れているが、本問における特別の事情の有無についてはサラリと流されている。ただ、なぜ特別の事情がないと判断できるのかについてはもう少し説明したほうがいいであろう。

2 本問における特別の事情の有無について

特別の事情としてどのような事情が認められるかについては、ここでいちいち全部検討することはできないので、詳しく知りたい人は体系書や本判決の評釈を参照してほしい。ただ、本問との関係で重要なのは、あなたが「平成 29 年 9 月 29 日の時点」を基準にして本問を考えなければいけない、という点である。すなわち、平成 29 年 6 月 22 日に行われた定時株主総会における B 選任決議（以下「後行決議」と呼ぶ）についての取消しの訴えの提訴期限は徒過しているのである。

したがって、この後行決議に瑕疵はない（つまり決議無効や決議不存在も考えられない）という問題文中の事実を前提にする限り、もはやこの後行する B 選任決議の効力を争うことはできないことになる。

実をいうと、「後行決議に瑕疵はない」という記述とは裏腹に、実は瑕疵となりうる点があった。それは、平成 27 年 6 月 26 日の B 選任決議（以下「先行決議」と呼ぶ）が取り消された場合、確定判決の遡及効（839 条を参照）により平成 29 年 6 月の定時株主総会の招集を決定する取締役会に参加したであろう B は実際には取締役ではなかったことになるから、取締役ではない者が取締役として関与した取締役会決議には瑕疵があるゆえ無効となり、これに基づいて招集された株主総会にも招集手続の法令違反（適法な取締役会決議がないままに招集された）という瑕疵が生じるのではないか、という点である。

もっとも、仮に B が取締役ではなかったとしても他に正当な取締役が 4 名いるから、そのような取締役会において招集決定がされた定時株主総会における決議が不存在となることは考えにくい。せいぜい取消原因となるにすぎないであろう（もしもこれを決議不存在と考える場合のその後のロジックについては、3 を参照）。そうだとすると、後行決議については提訴期間の徒過によって不可争になった。そしてその時点で、「後行決議の効力を争うためには先行決議の効力が不可欠の先決問題となる」という関係もなくなったのである。それゆえに、この点を特別の事情として考慮することはできなくなったのである。

もちろん、先にも述べたとおり、特別の事情は他にも考えられうる。しかし、本問ではそのような事情は現れていない。それゆえに、本問では特別の事情はないといってよい。

3 もしも事実が変わったら……？

このように、本問では後行決議が決議取消しの訴えの提訴期間を徒過した結果、先行決議について訴えの利益が消えることになった。しかし、本問の事実が変わった場合、異なる判断に至る可能性がある。

たとえば、もしも A が平成 27 年 6 月の株主総会で選任された取締役全員について決議取

消しの訴えを提起していたらどうなるだろうか。この場合、もしもこの訴えが認められると、全員がもともと選任されていなかったことになる。とすると、平成 29 年 6 月の定時株主総会の招集を決定した取締役会は、まったくもって正当な構成員がいなかった可能性が生じる（もちろん、そうではない可能性もある。たとえば、平成 27 年 6 月の株主総会で選任された取締役の全員が再任だった場合、仮に当該株主総会における選任決議が取り消されたとしても、それらの者全員が 346 条 1 項に基づき取締役としての権利義務を行うべき者であることになり、招集を決定した取締役会は結局のところ適法であることになる）。

もし平成 29 年 6 月の定時株主総会の招集を決定した取締役会に正当な取締役（ないし取締役としての権利義務を行う者）がひとりもいなかったとすると、平成 29 年 6 月の定時株主総会は遡及的とはいえ正当な取締役会によって決定されたともいえず、また正当に選定された代表取締役によって招集されたともいえなくなるから、当該株主総会においてなされた決議が不存在とされる可能性もある。もし不存在であると考えるのであれば、決議不存在については提訴期間の制限はない（不存在の決議は不存在を確認する決議があろうがなかろうが不存在である）から、先行する平成 27 年 6 月の選任決議についても訴えの利益は存続することになる。これに対してもし単なる取消事由だと考えるのであれば、平成 29 年 6 月の決議について取消しの訴えを提起していない限り、提訴期間の徒過によって訴えの利益は消滅することになる。

III 取消事由の主張の追加

次に、A が平成 28 年 2 月に追加した取消事由の主張を裁判所として取り上げるべきかどうかという問題について、簡単に触れておこう。

判例が確立している規範については、榊先生の解説の通りである。すなわち、決議取消しの訴えの提訴期間を経過したのちに新たな取消事由についての主張を追加することは許されない（最判昭和 51 年 12 月 24 日民集 30 卷 11 号 1076 頁 [商判 I-82] [百選 37]）。これに従う限り、A による追加主張は許されず、裁判所はこれについて判断を示さなくてはよいということになる。

他方、榊先生の解説でも示唆されているように、昭和 51 年最判が確立した判例規範については異論もある。すなわち、提訴期間後に新たな取消事由の主張を追加することは許されるという考え方もあり、昭和 51 年最判が出される前にはそのような判断を示す下級審裁判例もあった（その根拠など、詳細については [百選 37] に小塚荘一郎先生の優れた解説があるのでそちらを参照されたい）。ただし、この考え方に従う場合であっても、無条件に取消事由の追加が認められるわけではない。追加主張の提出が時機に後れた攻撃防御方法（民訴 157 条 1 項）として却下されないかどうかを検討する必要がある。時機に後れているかどうかは、事件の具体的な進行状況や当該攻撃防御方法の性質に即して、実際の提出時期よりも早く提出することが可能な客観的状況があったかどうかで判断されることになる（安西明子ほか『民事訴訟法（第 2 版）』[有斐閣スタジオ、2018] 96 頁）。

本問における訴訟の進行状況は必ずしも明らかではない。ただ、各株主に実際に招集通知が到達しているかどうかは必ずしも容易に見出せる問題ではないことから、その主張が訴訟提起から約 7 か月後（株主総会から約 8 か月後）になったとしてもさほど違和感はない。直感的には「時機に後れているとはいえない」という判断をしてもあながち不合理ではないのではないかと考えられる。

〔久保大作〕